○　客が当初の話と違う等と貸付けを断っても「すでに振り込んだから駄目だ」などと言って強制的に貸し付けることもある。
○　貸付け方法は、利息の一部を天引きして、客の口座へ振込（まれに現金書留で送付）する方法で行われる。
○　返済期間は、７日～10日間とすることが多い。
○　多くは、元本の返済をさせず、利息だけ返済させて返済期限を延長させ、利息の支払いを繰り返させる。
○　利息や元本の返済は、指定した銀行口座へ振り込むよう指示される。
○　完済しても､「解約すると言わないと自動更新」等と述べ、新たな貸付けを強制的に行うことも多い。
○　返済が滞ると､「支払い命令通知書」などと題する取立ての書面を勤務先、親族等に送りつける。

５　開始決定の時における給付資金の額　金63万894円
６　支給申請期間　平成23年３月22日から平成23年８月31日までの間
７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁 判 所 名　長野地方裁判所
⑵　裁判年月日　平成22年３月29日
⑶　確定年月日　平成22年４月13日
⑷　被告人の氏名　鶴喰　雄介
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、五味敬弘と共謀の上、無登録で貸金業を営むとともに、業として金銭の貸付けを行うに当たり、法定の１日あたり0.3パーセントを超える割合による利息を受領する各犯罪を犯したものであるが、上記犯罪行為により得た財産の帰属を仮装しようと企て、平成21年１月６日から同年９月28日までの間、2,071回にわたり、多数人をして前記犯罪行為に関する元金の返済及び利息の支払いに相当する現金合計5,179万2,020円を、他人名義の18口座に振込送金させて預け入れ、もって、犯罪収益等の取得につき事実を仮装したものである。
（罪名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒380―0846　長野市大字長野旭町1108番地
長野地方検察庁　被害回復給付金担当　電話番号026―232―3390（直通）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（長野地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（長野地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２７３号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜927番地３　ローヤルシティ白岡第２―204
債務者　半田　浩一
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　水口　　匠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月６日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２９１号
さいたま市北区土呂町１丁目63番地16　グランハイム飛鳥Ａ棟103
債務者　藤村　祐治
１　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柘植　大樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月６日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２９８号
埼玉県川口市戸塚東２丁目22番１―205号　東川口第８サニーコート
債務者　河村由紀典
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田　健司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月６日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３６９号
長野県松本市大字島内2342番地
債務者　川上　明彦
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩野　悠子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第９３号
堺市堺区七道西町12番地11　フローラ堺３―106号、前住所堺市西区浜寺石津町東１丁２番32―1005号
債務者　木村　桂三
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀江　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月６日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
大阪府藤井寺市川北１丁目34番地の５、前住所大阪府柏原市大字高井田504番地の１
債務者　ＧＲＳこと　石井　光久
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀江　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月６日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２５８号
堺市堺区新在家町西１丁１番10―1302号、前住所堺市堺区南旅篭町東１丁１番30号　センチュリーハイツ堺901号
債務者　道園　光子
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀江　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月６日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３２４号
札幌市東区北24条東17丁目１番25号　Ｇｏｏ　Ｄ24ビル307号
債務者　天笠　京子
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下矢　洋貴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部